

令和6年度

北区立西浮間小学校

いじめ防止基本方針

1	はじめに	1 ページ
2	いじめの定義	1 ページ
3	いじめ防止のための組織	1 ページ
4	いじめの未然防止	2 ページ
5	いじめの早期発見	3 ページ
6	いじめが起こった場合の対応	4 ページ
7	重大事態への対応	6 ページ
8	研修	
9	年間計画	

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめは、どの学年、どの学級でもどの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないとの基本的認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。西浮間小学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ防止のための組織

いじめ防止のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため
- (2) 構成員 校長 副校長 主幹 生活指導主任 養護教諭 保健主任 学年主任
担任 教育相談担当 スクールカウンセラー

※ただし、必要に応じて構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ① 定例委員会 毎月
- ② 校内委員会 (教育相談全体会) 5月 3月
- ③ 臨時委員会 いじめが発見された時

(4) 内容

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施、取り組み状況の確認、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童・保護者・地域に対する情報発信、意識啓発、意見聴取
- ④ いじめの相談通報の窓口
- ⑤ いじめの疑いに係る情報の収集、記録
- ⑥ 発見されたいじめへの対応、記録
- ⑦ 重大事態への対応、記録

4 いじめの未然防止

(1) 安心・安全に学校生活を送ることのできる学校作り

① わかる授業

児童が主体的に学習する授業を工夫する。

② 授業規律

お互いの授業を見合う、見せ合うことにより、チャイム着席、正しい姿勢、話し方、聞き方の指導など互いに参考にし合い、学校としての授業規律のスタンダードを作成する。

③ 集団づくり

児童は、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。そのため、体験活動や交流体験の機会を計画的に行う必要がある。

フレンド班活動では、異学年交流を計画的に取り組み、児童が活躍できる場面を設定し自己有用感を育成する。

④ いじめ防止教育プログラムの活用

「いじめ防止教育プログラム」（東京都教育委員会作成）活用を年間計画に位置付け実施し、児童同士の間人関係を豊かにする。

⑤ セーフティ教室、情報モラル教室の実施

セーフティ教室でいじめ防止についてふれるとともに、第5、6学年では、ネットいじめ未然防止のため、情報モラルについて外部講師の指導を受ける。

(2) 道徳教育の充実

「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

(3) ふれあい月間の取り組み

① 朝会での校長講話

② 「いじめ防止教育プログラム」を活用した授業

③ 「いじめ防止教育プログラム」を活用した教員の研修

5 いじめの早期発見

(1) 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと
- ・気づいた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- ① 健康観察 呼名の返事、表情など
- ② 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、落書き、隣の机との距離など
- ③ 休み時間 独りぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子など
- ④ 給食 隣の机との距離、食欲、盛り付け、当番の仕事など
- ⑤ 登下校 独りぼっち、荷物を持たされるなど

(2) 職員内の情報の共有

- ① 職員朝会
- ② 職員夕会（生活指導夕会）
- ③ 担任と専科、養護教諭、スクールカウンセラー等との情報交換

(3) ふれあい月間の活用

年3回のアンケートや「いじめ防止教育プログラム」のワークシートなどを活用する。

(4) QUテストの活用（6月、11月 年2回）

QUテストにより児童の学級生活満足度や学級集団の状態を分析し、個別に面接が必要な児童に対して面接を行うなど早期の対応を行う。

(5) スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーによる児童・保護者との面接を教育相談活動の充実に生かす。

(6) 保護者 個別懇談 学校評価等の活用

保護者に協力を依頼し、家庭で気になった様子はないか把握する。

また、学校評価等でのアンケートからの情報からも、児童の変化を把握する。

(7) 地域からの情報収集

学童クラブや放課後子ども広場にも、児童の変化、遊びの様子など気付いたことを速やかに学校に伝えるよう依頼する。

6 いじめの対応

(1) 組織的な対応

役割分担

校長 情報の集約、組織的な対応の全体指揮

いじめ防止対策委員会の開催

副校長 校長の補佐、連絡、調整、広報

主幹 情報の集約、当該学級担任への支援・助言

学年主任 学年の児童の情報収集、学年の情報共有、学級担任への支援・助言

生活指導主任 全教職員への共通理解（生活指導夕会）

校内および校外の関係者との連絡・調整

担任 事実確認、情報収集

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保

いじめた児童への指導 保護者との連携

特別支援教育コーディネーター 特別支援教育の面からの情報収集

養護教諭 児童への支援

スクールカウンセラー 専門的な立場からのカウンセリング、支援助言

(2) いじめられた児童および保護者への支援

① いじめられた児童からの事実関係の聴取

その際、いじめられた児童に責任があるという考え方があってはならず、「あなたが悪いのではない。」ことをはっきり伝える。個人情報、プライバシーには十分留意する。

② 保護者への連絡

家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うことなど、いじめられた児童の安全を確保する。

③ 被害児童の支援

いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童および保護者への対応

① 指導の姿勢

教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。その際、謝罪や

責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取り扱い、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

② いじめた児童からの事実関係の聴取

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

③ 保護者への対応

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(4) 集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係修復、好ましい集団活動を取り戻す。

(5) ネットいじめへの対応

① 緊急対応

被害拡大を避けるために、不適切な書き込み等を直ちに削除する。

② 関係機関との連携

必要に応じて、警察署や法務局等と連携して対応する。セーフティ教室の実施。

③ 未然防止

情報モラル教育を計画的にすすめるとともに、PTA研修会を行い保護者への啓発をすすめる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態と想定されるケース

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 学校の設置者が調査主体を学校と判断した場合

- ① 学校の下に、いじめ防止対策委員会を中心に重大事態の調査組織を設置する。
- ② いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じ、新たな調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供する。
関係者の個人情報に配慮する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告する
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を実施する。

(3) 学校の設置者が調査主体を設置者と判断した場合

設置者の指示の下、資料の提出など調査に協力する。

8 研修

「いじめ防止教育プログラム」（東京都教育委員会）、「いじめ問題への取組の徹底のために」（北区教育委員会）を活用し、計画的に研修を実施する。

9 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見	保護者・地域との連携
4月	いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針の内容確認	いじめ防止学習プログラム「いじめのない楽しいクラスをつくろう」	SC面談	保護者会 地域巡り
5月	教育相談全体会（いじめ 早期発見を含め情報交換）		SC面談	
6月	いじめ防止対策委員会 いじめ防止について（研修会）	ふれあい月間（6月） いじめ防止学習プログラム「自分らし	QU調査 SCによる5年生全員面談	学校公開週間

	「みんながなかよくなる ために」アンケート①	さ、その人らしさを 探そう」		
7 月	いじめ防止対策委員会		S C 面談	学校評議員会① 保護者会
8 月	教職員研修 (Q U テス トの活用について)		S C 面談	
9 月	いじめ防止対策委員会	セーフティ教室 情報モラル指導 (5、6年)	S C 面談	個人面談 道徳地区公開講 座
10 月	いじめ防止対策委員会	いじめ防止教育プ ログラム「コミュニ ケーション力を高 めよう」	S C 面談	
11 月	「みんながなかよくなる ために」アンケート② いじめ防止対策委員会	ふれあい月間 (11 月) いじめ防止学習プ ログラム「自分の気 持ちを上手にコン トロールしよう」	Q U 調査 S C 面談	
12 月	学校評価 (いじめ防止基 本方針についてのアンケ ート) いじめ防止対策委員会		S C 面談	希望制個人面談 学校評価アンケ ート 学校評議員会②
1 月	いじめ防止対策委員会		S C 面談	
2 月	「みんながなかよくなる ために」アンケート③ いじめ防止対策委員会		S C 面談	学校評議員会③ 学校公開週間 保護者会 6年
3 月	学校評価を受けて基本方 針の見直し		S C 面談	保護者会 1～5年
通 年	いじめが発見された時の 対応	わかる授業 授業規律 道徳教育の充実	児童の観察 情報の共有	